

藤沢市教育委員会定例会（3月）会議録

日 時 2009年3月22日（金）午後3時

場 所 東館2階教育委員会会議室

1 開 会

2 会議録署名委員の決定

3 前回会議録の確認

4 請 願

- (1) 教科書採択についての請願

5 議 事

- (1) 議案第38号 藤沢市教育委員会の所管に係る藤沢市個人情報の保護に関する条例施行規則の一部改正について
- (2) 議案第39号 藤沢市教育委員会事務局組織等規則の一部改正について
- (3) 議案第40号 藤沢市教育委員会職員の職の設置等に関する規則の一部改正について
- (4) 議案第41号 藤沢市教科用図書採択審議委員会規則の一部改正について
- (5) 議案第42号 藤沢市奨学生選考委員会規則の一部改正について
- (6) 議案第43号 藤沢市奨学金規則の一部改正について
- (7) 議案第44号 藤沢市学校教育相談センター規則の一部改正について
- (8) 議案第45号 藤沢市教育推進員設置規則の廃止について
- (9) 議案第46号 藤沢市公民館条例施行規則の一部改正について
- (10) 議案第47号 藤沢市社会教育指導員規則の一部改正について
- (11) 議案第48号 藤沢市図書館業務員に関する規則の一部改正について
- (12) 議案第49号 教育委員会事務局職員の人事異動について

6 その他

- (1) 平成21年度藤沢市奨学生選考委員会結果について

7 閉 会

出席委員

1 番 小 野 晴 弘
2 番 鈴 木 紳 一 郎
3 番 澁 谷 晴 子
4 番 平 岡 法 子
5 番 川 島 一 明

出席事務局職員

教育総務部長	落 合 英 雄	生涯学習部長	高 木 三 広
教育総務部参事	古 谷 一 幸	生涯学習部担当部長	平 綿 文 恵
教育総務部参事	茂 木 利 夫	生涯学習部参事	川 竹 律 夫
教育総務部参事	桑 山 光 生	教育総務部参事	酒 井 一 二
生涯学習部参事	熊 谷 正 明	総合市民図書館長	関 水 秀 樹
学 務 課 長	吉 田 正 彦	学校教育課主幹	吉 田 早 苗
生涯学習課主幹	古 谷 敏 光	生涯学習課課長補佐	中 島 淳 一
学校教育相談 センター長	伊 藤 吉 正		
書 記	秋 山 曜	書 記	中 山 裕 子

午後3時00分 開会

鈴木委員長

ただいまから、藤沢市教育委員会3月定例会を開会いたします。

÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷

鈴木委員長

それでは、日程に移ります。

会議録署名委員の決定ですが、本日の会議録に署名する委員は、4番・平岡委員、5番・川島委員にお願いしたいと思いますが、ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

鈴木委員長

それでは、本日の会議録に署名する委員は、4番・平岡委員、5番・川島委員にお願いいたします。

÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷

鈴木委員長

次に、前回の会議録の確認をいたします。何かありますか。

特にありませんので、このとおりの承することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

鈴木委員長

それでは、このとおりの承することに決定いたします。

÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷

これより、請願の審査に入ります。事務局から、請願についての説明をお願いいたします。

事務局

請願の件名は「教科書採択について」の請願です。請願者の住所は、藤沢市辻堂東海岸1-1-28 請願者の氏名は、藤沢市の教育を考える会 代表 渡辺元実でございます。なお、請願者から藤沢市教育委員会会議規則第9条に基づく意見の陳述の申立てがございました。以上です。

鈴木委員長

事務局書記から請願についての説明がありました。

本請願について審議し、請願者からの意見陳述の申出につきまして、許可したいと思いますと思いますが、ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

鈴木委員長

それでは、請願について審議いたしまして、意見陳述について許可することと決定いたします。

なお、意見陳述につきましては藤沢市教育委員会会議規則に基づき、請願者の意見陳述は5分間といたします。時間を守っていただくようお願いいたします。

それでは、請願者からの意見の陳述を許可いたしますので、請願者は陳述席までお進みください。

(請願者意見陳述)

鈴木委員長

それでは、本請願に対する教育委員会事務局の説明を求めます。

桑山教育総務部参事

教科書採択についての請願につきまして、ご説明申し上げます。(資料参照)

請願の趣旨につきましては、教科書採択に当たって、教育委員会の権限と責任において採択することと、教育基本法及び学習指導要領改正の趣旨に照らして、最もふさわしい教科書を採択することを求めているものです。

請願事項の1点目につきましては、平成20年4月に出された文部科学省の通知、「平成21年度使用教科書の採択について」にも示されており、請願で求められるまでもなく、これまでも教育委員の権限と責任において採択がなされていると認識しております。

2点目につきましては、平成21年度の中学校用教科書の採択は、教科書の無償措置に関する法律施行令第14条の規定により、4年に一度行われる採択でございます。平成20年3月に新しい学習指導要領が告示されましたが、中学校での完全実施は平成24年からで、新しい学習指導要領に基づき編集された教科書の採択は、平成23年度になります。今回の採択は、現行学習指導要領に基づく教科書の採択ということで、改正の趣旨に照らすということは難しいところがあります。

また、請願理由の中で、教育委員の教科書の調査研究に濃淡をつけることを、教科を指定して求めています。さらに、採択の意思表示を教科ごとに無記名投票で行うこと、教育基本法や学習指導要領改正の文言の一部を取り上げ、教科書採択を求めています。これらにつきましては、前述の通知に示された静ひつな採択環境を確保していくため、外部からの働きかけに左右されることなく、採択権者の権限と責任において公正かつ適正な採択がなされるよう、適切に対応することという趣旨とは異なる内容と考えられます。教科書は、小中学校における主たる教材として使用義務が課せられている図書であり、児童生徒の教育を行う上で極めて重要な役割を果たしています。そういう意味で、教科書採択は教育委員会のなすべき仕事のうちで最も大切なことの1つと言えます。教育委員会事務局といたしましても、今後も適正、公正な採択となるよう、適切な採択環境と透明性の確保に努めてまいります。以上です。

鈴木委員長 本請願に対する説明が終わりました。

これから質疑に入ります。ご意見・ご質問をお願いいたします。

川島委員 確認の意味で、教科書採択の事務的な流れをご説明いただきたい。

吉田学校教育課主幹 教科書採択の事務的な流れについてご説明いたします。教科書採択については、文部科学省、神奈川県教育委員会の通知、「義務教育諸学校使用教科用図書の採択方針」を基にいたしまして、藤沢市教育委員会の会議において、藤沢市教科用図書の採択方針を定めます。その後、教育委員長は、その採択方針を基に教科書に関する審議委員会に諮問し、1つ1つの調査等の依頼をするわけです。諮問を受けた審議委員会は、教科書の1つ1つの

種目に対して、調査員に事務局を通じて教科書の依頼をいたします。その後、調査員は各教科の専門家として、調査員は教員が当たるのですが、各発行社の教科書について調査研究をして、資料を作成いたします。そのほかにも、各学校での展示会、一般の展示会において寄せられました教員、保護者、市民の方々の意見等をまとめて資料を作成いたします。

教科書会社から趣意書（教科書をつくった意図の書類）も参考資料として提出いたします。これらの資料を基にいたしまして、教科書の審議委員会で調査研究し、その結果を答申としてまとめたものを教育委員会に提出いたします。その期間は1ヵ月ぐらいございますけれども、その間、教育委員の皆様にも教科書全種目をご覧いただき、調査研究をしていただきます。ご自分たちがされた調査研究と、教科書の審議委員会から出されたさまざまな資料を基に、定例の教育委員会で審議され、採択がなされるという手順になっております。

小野委員 今の流れの中で、前回について言うと、教科書をどれという具体的なしぼりはなかったと思うのですが、それでよろしいですか。

吉田学校教育課主幹 審議委員会における教科書については、調査研究ですので、審議委員会で結論を出すというようなことはございません。あくまでもそれを参考にしていただいて、この教育委員会の席で審議検討していただくという形になります。

澁谷委員 請願事項の1については、私も教育委員として経験と責任を持って教科書採択に当たりたいと思いますので、そのとおりであると思います。

2については、「学習指導要領改正の趣旨に照らして」という個所では、事務局から説明がありましたので、確認になりますが、新しい学習指導要領に対応している教科書の採択というのは、それぞれ実施する年度の前年ということですから、小学校の場合は平成 22 年度、中学校は平成 23 年度の採択がそれに当たるということになりますので、21 年度に行われる採択については、現行の学習指導要領に基づいた採択をせざるを得ないと理解してよろしいのでしょうか。

桑山教育総務部参事 おっしゃるとおりで、来年度の採択につきましては、現行の指導要領に基づいて編集された教科書ということになります。この点につきましては、過日、請願者の方にも確認をしております、請願された方もそれは承知しているけれども、示されているので、そういった趣旨を少しでも取り込んでというような意味合いで言っているというお話でございました。

平岡委員 請願の理由のところでも述べられております、専門家でない人の判断を重視した方がよい教科、あるいは調査研究に当たっては、教科により濃淡をつけるという記述がありますが、これについては了承できないところです。教科

書採択は、そのように教科を区分して行われるべきものではないと考えております。なお、ここで前回の採択のときの良かった点、課題となった点がありましたら、事務局の説明をいただきたいと思ひます。

吉田学校教育課主幹 前回、平成 18 年度使用教科書採択でございますが、よかった点といたしましては、そのときから藤沢市独自の教科書採択という形になりましたので、まず教科書の審議委員会及び定例の教育委員会がすべて公開で行われているという点です。展示会につきましても、各学校、藤沢市教育文化センターの会場におきまして、教科書を展示いたしました。これは、県から教科書の展示をするようにという指示があるところですが、市段階では特段、指示はございません。その中で藤沢市においては、教科書の展示会を開いたということでございます。ただし、課題といたしまして、教育文化センターで展示をいたしました、会場の都合で、長い期間置ける場所がそちらしかなかったというのもあるのですが、非常に交通が不便で、大変行きにくかったというような課題を市民からいただいております。

鈴木委員長 請願者は、教科ごとに無記名投票により採択することが望ましいと言われておりますけれども、他市の例などはあるのでしょうか。

桑山教育総務部参事 中学校の場合、18 年度使用教科書は 17 年度に採択するわけですが、近隣では、鎌倉市がすべての教科を無記名投票で行ったという情報をつかんでおります。

鈴木委員長 教科書採択に限らず、投票や挙手によって意思決定する場合もあると思ひますけれども、それは教育委員の主体的な判断の下で選択されるべきものではないかと考えます。

ほかに何かありますか。

議論が出尽くしたようですので、これで質疑を終わらせていただきます。

これから請願の採択を行いますので、委員の皆様のご意見をお伺いしたいと思います。

平岡委員 私たち教育委員は、教科書採択に当たっては、すべての教科にわたり責任を負っていると思ひます。もちろん、調査員の調査結果あるいは保護者も含まれております、審議委員会の意見等を十分参考にいたしますけれども、教科により濃淡をつけるなどとの文言は受け入れることはできません。よって、この請願を不採択にしたいと思ひます。

澁谷委員 21 年度の教科書採択は、基本的に現行の学習指導要領に基づく採択になるという点、また、請願理由の 1 に、教育委員がすべての教科書を隈なく見るのは現実的ではないのではないか、という趣旨のご指摘がありますけれども、調査員、審議委員による資料、助言を参考にしつつ、教育委員が採択に当た

るという採択の経緯がありますので、その指摘も当たらないのではないかと思います。また、今回の請願は、採択方法にまで踏み込んでおり、これを受け入れることは静ひつな選択環境の確保という点からも問題があるのではないかと思いますので、不採択としたいと考えます。

川島委員

前回の教科書採択の経験を踏まえて言うと、中学校の場合は9教科、16種類だったと思いますが、私の大学の研究室にそれを全部段ボールで持ち込み、実験台の上に置いて、見本本を十二分に熟読いたしました。また、各出版社の比較表をつくって、藤沢の子どもに合っているかどうか、そして先生方が授業でうまく使えるかどうか、また、調査員の研究にも十分目を通しまして、私なりに総合的に判断して採択を決定いたしました。相当時間を取られた記憶があります。

今回、請願を出された方が、新しい学習指導要領や教育基本法の趣旨を早く現場へという思いは伝わっております。ただし、その内容は一部でありまして、また、意思決定の方法について述べるなど、踏み込んだ内容であると思いますので、今回は不採択としたいと考えております。

小野委員

前回の藤沢市の教科用図書採択方針の中で、基本的な考え方の3番で、学校児童生徒、地域等の特性を考慮して採択するという方針を出しています。つまり、本市の児童生徒の実態に応じた教科書を採択するというふうに、今回も考えたいと思います。したがって、請願理由にございますように、検定に合格した教科書には優劣があるとか、あるいは考え方によって全く見方が変わると思うのですけれども、「優れた教科書とは」という表現について、藤沢の子どもたちにふさわしい、藤沢市の子どもたちにとって、取り上げている教材が、比較的親しみやすいというようなこともあると思います。そんな観点も含めて採択をしていきたいと思っておりますので、今、お話をしたところが若干気になるところであります。

それから、前回におきましても、5人の教育委員が1ヵ月近い期間、教科書を手元に置いて、見本本1セットをそれぞれが真剣に調査研究をしたという記憶がございます。もちろん専門家でございませぬので、我々がすべて検定作業をするようなことは無理であると思っております。しかしながら、調査員の調査事項、あるいは県からの資料、教科書会社の資料等さまざまな資料と実際の教科書の内容を照らし合わせる作業を、かなりしつこくしたような思いがございます。そういう上で、教育委員として同じ会社の教科書でも学年によって取り上げ方が難しいという点もございました。そういうことを総合的に判断して、採択の場面に臨んだという思いがございます。したがって、前回、我々としては教育委員の責任と権限において公正に採択したという自負もございます。いずれにしても、この教科書の採択につきまして

は、請願者も言っているように、教育委員ができるだけ周囲の影響を受けることなく、静ひつな採択環境を確保して、採択権者としての判断と責任において、公正かつ適切な採択を行うことに努めてまいりたいと考えておりますので、本請願については、残念ながら不採択としたいと考えます。

鈴木委員長

皆さんのご意見にもありましたように、教育委員の主体性を尊重すべきと考えます。採択の権限とともに責任も私たちにはあるわけで、説明責任をきちんと果たす意味からも、採択に当たっての意思決定を請願により決めることは受け入れがたいと考えます。したがって、不採択としたいと考えます。

なお、今後、平成 22 年度に小学校、23 年度に中学校の教科書採択が予定されていますが、文部科学省の通知にもありますように、静ひつな採択環境の下、外部からの働きかけに左右されず、公正、適正に採択の任務を進めていきたいと考えますので、よろしく願いいたします。

皆さんから請願に対する意見をお聞きしまして、この請願については不採択という意見で一致しましたので、不採択といたしたいと思いますが、ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

鈴木委員長

それでは、教科書採択についての請願については、不採択と決定いたしました。

÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷

鈴木委員長

議事に入ります前に、議案第 49 号教育委員会事務局職員の人事異動については、人事に関する案件ですので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 13 条により非公開としたいと思いますが、ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

鈴木委員長

ご異議ありませんので、議案第 49 号教育委員会事務局職員の人事異動については、後ほど非公開での審議といたします。

÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷

鈴木委員長

それでは、これより議事に入ります。
議案第 38 号藤沢市教育委員会の所管に係る藤沢市個人情報の保護に関する条例施行規則の一部改正について、を上程いたします。事務局の説明を求めます。

古谷教育総務部参事 (議案書参照)

議案第 38 号藤沢市教育委員会の所管に係る藤沢市個人情報の保護に関する条例施行規則の一部改正について、別紙のとおり改正をしたいと考えます。提案理由は、教育機関における職の変更に伴い、図書館の分館長を個人情報管理責任者から削除する必要によるものです。新旧対照表の 5 ページをご参照いただきたいと思います。

次に、各課の分掌事務についてですが、教育総務課につきましては、下線の部分が改正で、1から14まで、18から20までは、もともと教育総務課にあった業務ですけれども、説明いたしましたとおり、総合調整機能になったということと、若干の文言の修正等によって改正するものです。そして15、16、17につきましては、給食業務を保健給食から移管したことによって、教育総務課に追加するものです。なお、14につきましては、学校用務業務の運営及び指導に関することというのは、もともと右側の教育総務課の機能の中に記載してごさいませんでした。しかしながら、この学校用務業務そのものを教育総務課で持っているということを明らかにするという意味で、今回新たに新設するものです。

次に、教育政策推進課につきましては、教育政策の企画及び推進に関すること、教育計画に関すること、学校支援及び地域連携に関すること、(仮称)藤沢教師塾に関することの4つの業務を行うために新設するものです。

学務保健課につきましては、(7)から(13)までの学校保健に関する業務を移管したことによって新たに加えたものです。保健給食課については、廃止するものです。

生涯学習課については、部内総合調整機能の部分の表現につきまして、削除したものです。

総合市民図書館について、今まで保健福祉部にありました点字図書館の機能を総合市民図書館の機能に移管することに伴いまして、追加するものです。

スポーツ課については、21年4月1日よりスポーツ振興基金を新設することに伴いまして、スポーツ振興基金に関することを追加したものです。

23ページ以降の共通事務決裁表、固有事務決裁表も教育総務課については、総合調整機能を加えたことによって、25ページから26ページについて載せると同時に、学校給食業務を追加したものです。教育政策推進課については、新たに新設をするものです。

27ページの学務保健課の中に、学校保健及び学校安全に関する業務を追加するものです。教育指導課は課の名称の変更です。

29ページで保健給食課を廃止するものです。

30ページの生涯学習課については、総合調整機能を削除するものです。

35ページ、総合市民図書館の中に点字図書館の運営に関する業務を移管したものです。

36ページの公印の管理についても、総合市民図書館の中に南と辻堂と湘南大庭とそれぞれ館長が総合市民図書館長印の管理者になっておりましたけれども、その3館長を廃止するものです。以上です。

鈴木委員長 事務局の説明が終わりました。議案第 39 号につきまして、ご意見・ご質問がありましたらお願いいたします。

澁谷委員 教育政策推進課については4月からなので、わかる範囲で結構です。(3) 学校支援及び地域連携に関することについて、現在、学校・家庭・地域連携推進事業、いわゆる三者連携事業は生涯学習課が担当していますが、今後はどのように進めていくのですか。

古谷教育総務部参事 教育政策推進課の学校支援及び地域連携に関することにつきましては、教育政策推進課の大きな柱になっております。今現在、学校においてはさまざまな課題、新たな要請・ニーズ等々が発生する中で、教職員も多忙な中で、地域のさまざまな方々の力をお借りすることが、ますます必要になってきております。そういう面で、現在、各学校には図書館ボランティア、おはようボランティア、クラブ活動の指導をお願いしている方、あるいは樹木の剪定等環境整備等々を含め、さまざまなボランティアが学校に入っています。実際に学校の先生がそれに当たっていて、そういう部分でも負担になっているので、逆に教員とボランティアとの間に入りまして調整を図る。あるいは、学校からの要請を受けて調整を図っていただく、学校支援コーディネーターのような職務を各学校において、さまざまな地域の人材の活用をより進めていくという業務を担っていくこととなります。したがって、すぐにということではないけれども、将来的には各学校にそれぞれの地域に応じて、コーディネーターのような方を置いていくのが最終的な方向になっています。現在、三者連携は生涯学習課が事務局になって進めておりますが、これはまた歴史、経過等がございますので、これらはこれで進めさせていただきまして、学校支援と三者連携がある面で連携を図っていくという部分も含めて検討なり、総合連携を図っていくことになろうかと思えます。

澁谷委員 三者連携事業も長く行われているなかで、学校支援と一口に言ってもいろいろな形があり、三者連携の各地区の団体はいろいろな形で学校と係わっているとします。学校支援コーディネーターを置くに当たっても、それに似たような活動を既にしている地区もあると思えますので、三者連携は三者連携、コーディネーターはコーディネーターという進め方ではなく、今までの三者連携事業を生かした形で、学校支援コーディネーターなりの新たな学校支援を考えていただきたいと思えます。

平岡委員 総合市民図書館が中心になって南市民図書館、辻堂市民図書館、湘南大庭市民図書館がある。その館長を廃止するのは、どういう意味があるのか。総合市民図書館が統率するのでしょうか、それぞれの館の責任者はどうしても必要ではないかと思うけれども、ここで廃止するのはどういう意味があるのでしょうか。

関水総合市民図書館長 今回の組織改正の一環として、総合市民図書館では総合館と分館の組織上の整理をしております。この背景には、図書館が現在取り組んでおります図書館行革として図書館執行体制と業務内容の見直しということを進めておまして、職員の削減とあわせて専門業務員の採用という形で、17年度の職員52名体制を、21年度30名体制とさせていただくという場合がございます。この中で、総合館と分館の南館、辻堂館、湘南大庭館に対する総合調整機能が図られなければいけないという考えを持っているために、今回、分館を総合館に位置づける1課体制をとるとというのがこの中身です。その中で、分館には責任者がいないのかということですが、当然、分館にも責任者がいなければ運営上支障を来します。そこには今までの市民図書館長という補職名はございませんけれども、総合市民図書館主幹という位置づけになり、それぞれ配属場所として3分館に主幹を配置して、責任者として位置づけることになっております。その責任者は、現在の南館で申し上げますと、南市民図書館長と全く同じ権限を持つという内容ですので、業務内容についての変更はございません。ただし、補職名としての南市民図書館長はなくなるという内容になっております。

平岡委員 行革の一環による職員の削減もわかるけれども、今までの館長と同じ役割を担うとおっしゃるが、そのことによって経費的に削減されるのですか。

関水市民図書館長 3分館の職員体制について、21年度の正規職員は基本的には4名体制は、行革で従前から予定していた人数です。今、行革を進めている中で、今年度との比較で申し上げますと、現在職員が5名ですから、21年度は1名削減される。そのかわり、専門業務員を1名採用する形になっておりますので、実質的な体制は強化される内容なっています。人件費という部分では、全体としては今年度と比べると若干減りますけれども、基本的な執行体制については、司書資格を取得している専門業務員を入れることで強化されると思っております。

1課制の効果で申し上げますと、総合館と分館とはこれまでは柔軟な人事異動などができにくかったという面があります。もう一点はそれぞれの館が館長を中心に実態として独立していたということがありますので、1課制によって図書館の一体化が促進されて、職員の意識改革が図れるだろうという効果も期待しているところです。

澁谷委員 (仮称)藤沢教師塾に関しては、検討中であるとは思いますが、どのような形で進めようとしているのか、ご説明いただきたい。

吉田学務課長 藤沢教師塾は、定員40名程度を考えております。それは藤沢市の小学校教員を目指すものと規定しておまして、現在、大学生、教員免許をお持ちの仕事をしていない方、市内の学校で臨時の教員等をしている方等を考えて

おります。開校するのは7月の教員採用試験が終わってからで、それから半年間で20回程度の講義、演習等を行っていきたいと思っております。講義等を行いますのは、土曜日の午前中を考えております。場所としては市の会議室、教育文化センター、学校等で講義の内容に対応した場所を使っていきたいと考えております。運営指導員として、教育の専門家として退職した校長を2名非常勤で雇用する。そして、必要に応じて講師等をお招きして進めてまいりたいと考えております。

澁谷委員 40名の塾生の選抜方法について、現在わかっていることはありますか。
吉田学務課長 選抜方法につきましては、まず周知を図るということで5月か6月の市の広報を使う。それから、各大学にパンフレットをお配りして募集を行う。また、市内の臨時教員をされている方等についても案内を送ることを考えております。どのくらい人が集まるかということもありますが、40名の定員を大きく超えるようであれば、何らかの形での選抜をせざるを得ないと考えておりますが、具体的なところは新設される新しい課で進めてまいりたいと思っております。

澁谷委員 教師塾を応募する方の能力ももちろんですけれども、最終的に藤沢市の教員になっていただきたいということが前提ですので、藤沢市在住など、能力以外の要素も加味して選抜をされるといいのではないかと思います。

川島委員 教師塾を卒業したときの資格等は認可されるのか。あるいは、県の方に働きかけて、終了したから藤沢市に推薦をお願いした。とかのラインはできているのかどうか。ただ、40人を募集してそのまま終了したということなのか、将来のことを検討されてできたのかどうか。

吉田学務課長 資格ですが、塾として終了証、卒業式といったことは考えておりますが、公的な資格はありません。

卒業生の進路ですけれども、県の採用ということですので、この塾を卒業したということで、有利なことを県教委に働きかけることは一切ございません。あくまで県教委は、教員採用試験を公平に取り行うことですので、働きかけることはございません。塾生はどういう流れになるかを申し上げますと、県の採用試験を合格すると、勤務地の希望を記載することになります。1年間かけまして、藤沢の魅力というのを十分に教え、塾生同士とか指導員等との人間関係が密になる。指導していて困ったような事柄等について、相談できる先輩とか講師、それからまた仲間ができますと、藤沢を希望したいと思われる方が非常に多くなると思います。県は採用しました後に、湘南地区とか西湘地区とかの配置希望を取るのですが、その中に藤沢の教育のために力を尽くしたいということで、藤沢を希望してもらおう。それによって藤沢の配置となるのではないかと考えております。現状では、県の採用試験を受験

する者の6割程度が県外からの者となっていますから、特にどこという希望を書かれない方も多いと聞いておりますので、藤沢と強く書けば配置されるのではないかという期待を持っております。

川島委員 神奈川県には、教師塾がいろいろあるように伺っているけれども、これは藤沢独自の教師塾なのか、その辺の市場調査なり検討をされたかどうか。

吉田学務課長 神奈川県内では、政令市の横浜市は教員の採用権を持っていて、横浜教師塾を行っており、卒業生の多くが横浜市に採用されております。塾生の採用試験に係わっては、一次試験を論文にかえるというようなことで横浜市は取り組んでいると聞いております。それから相模原市は「さがみ風つ子教師塾」を行うと、これは政令市移行ということも含めて募集説明会を現在行っている状況です。それから海老名市は、海老名教師塾を行っております。平成20年度から開始して、もうすぐ卒業生が出るといったところです。海老名市の教師塾の状況は、政令市ではありませんので、藤沢市と同じような形で行うということで、実施状況等を見学させていただきました。海老名と藤沢は県費採用という中で、いかに地元貢献する市教諭を育てるかということで、やり方としては、かなり似ているなと思っております。

川島委員 新しい企画ですから、ぜひ頑張って、素晴らしい先生を育成するようご指導をお願いいたします。

鈴木委員長 藤沢市教師塾について、採用権がないということで、藤沢の魅力を出すための施策等があれば教えていただきたい。

吉田学務課長 藤沢の魅力ということですと、郷土藤沢を十分に知ってもらう、そしてこの藤沢を教材化する。実際、学校では教材として地元の遺跡とか文化、植物等自然的なものも教材化している。そういった教材化を進めることで魅力として持ってもらいたいと思っております。

もう1つは、子どもたちの実態を知ること大きいのではないかと。そして具体的に学校に入っただけのボランティアや、子どもたちとふれ合う機会、そして実際に藤沢の子どもたちを教えている指導主事、指導員等からさまざまなことを学ぶことで、藤沢の教育が今どう進められているのか、そして藤沢の教育の中のよいところはどこか、を身をもって学んでもらうといったことで、ぜひ藤沢を希望してもらいたいと考えております。

鈴木委員長 20回では無理でしょうが、藤沢在住の高校生、中学生、小学生まで視野に入れて、「教職員という職業はやりがいがある」というようなことを考えていただけるといいと思います。それから、土曜日午前中で実習というと、かなり厳しいのではないかと思います。どのように進めていくのですか。

吉田学務課長 実習と申しあげましたのは、ボランティアの活動ですけれども、大学生や職に就いていないような方については、土曜日ではなくて、こちらから学校

を紹介し、実際の授業に入ってもらったり、またTTという形で正規教員が教えている中で、子どもたちと一緒に学び、指導したりというようなことを考えているところです。

それから社会人については、お休みがどのくらい取れるかということもありますが、希望に応じて学校を紹介することができるのではないかと。逆に現在非常勤とか離任をしている方については、指導員と一緒にその授業に入っていくということも含め、現在の授業のやり方や悩み、疑問を聞いて、それに対する解決方法等を示唆していくという形での実習なりボランティアを考えております。

鈴木委員長 教職員の職場体験というのではないと思うので、ぜひ体験させるとか、いろいろ考えるといいのではないかと思います。

他にありますか。

ないようですので、原案どおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

鈴木委員長 それでは、議案第 39 号藤沢市教育委員会事務局組織等規則の一部改正については、原案のとおり決定いたします。

×××

鈴木委員長 次に、議案第 40 号藤沢市教育委員会職員の職の設置等に関する規則の一部改正について、を上程いたします。事務局の説明を求めます。

古谷教育総務部参事 (議案書参照)

議案第 40 号藤沢市教育委員会職員の職の設置等に関する規則の一部改正について、提案理由につきましては、組織の改編に伴う所管課名の変更、並びに 3 市民図書館の指揮監督が総合市民図書館長に変更されるため、改正する必要によるものです。

施行日は平成 21 年 4 月 1 日でございます。

39 ページの新旧対照表の第 4 条 事務局における職のうち学校教育課を教育指導課に名称変更するものです。

第 5 条 教育機関における職では、それぞれの教育機関にその名称を冠した長を置くという規定になっておりますけれども、従来、学習文化センターと市民ギャラリーにつきましては、冠した長は置いてございませんでしたので、生涯学習課がその配下において、全体統括をするという形になっておりました。それにより、今回、南市民図書館、辻堂市民図書館及び湘南大庭市民図書館につきましては、この長を廃止するという形ですので、その部分を追加させていただいたということです。以上です。

鈴木委員長 事務局の説明が終わりました。議案第 40 号につきまして、ご意見・ご質問がありましたらお願いいたします。

特にないようですので、原案どおり決定することにご異議ありませんか。
(「異議なし」の声あり)

鈴木委員長 それでは、議案第 40 号藤沢市教育委員会職員の職の設置等に関する規則の一部改正については、原案のとおり決定いたします。

×××

鈴木委員長 次に、議案第 41 号藤沢市教科用図書採択審議委員会規則の一部改正について、及び議案第 42 号藤沢市奨学生選考委員会規則の一部改正について、を一括して上程いたします。事務局の説明を求めます。

桑山教育総務部参事 (議案書参照)

議案第 41 号藤沢市教科用図書採択審議委員会規則の一部改正については、組織の改編に伴い、所管課名の変更により改正する必要によるものです。新旧対照表 49 ページの「学校教育課」が「教育指導課」に変わるということです。

続きまして、議案第 42 号藤沢市奨学生選考委員会規則の一部改正について、これも所管課名の変更により改正するものです。新旧対照表 55 ページの「学校教育課」を「教育指導課」と改めるものです。以上です。

鈴木委員長 事務局の説明が終わりました。議案第 41 号及び議案第 42 号につきまして、ご意見・ご質問がありましたらお願いいたします。

特にないようですので、原案どおり決定することにご異議ありませんか。
(「異議なし」の声あり)

鈴木委員長 それでは、議案第 41 号藤沢市教科用図書採択審議委員会規則の一部改正について、及び議案第 42 号藤沢市奨学生選考委員会規則の一部改正については、原案のとおり決定いたします。

×××

鈴木委員長 次に、議案第 43 号藤沢市奨学金規則の一部改正について、を上程いたします。事務局の説明を求めます。

桑山教育総務部参事 (議案書参照)

議案第 43 号藤沢市奨学金規則の一部改正について、この規則の改正を提出いたしましたのは、社会情勢の変化に対応し、より一層の援助を図るために、奨学金の月額を 9,500 円から 1 万円に改定し、また、申請手続の適正な処理を行うため、申請手続の変更を行う必要が生じたことによります。あわせて、今回の藤沢市奨学金規則の一部改正に伴い、条文番号の変更及び文言の整理を行いました。

新旧対照表につきましては 63 ページ以降となっております。以上です。

鈴木委員長 事務局の説明が終わりました。議案第 43 号につきまして、ご意見・ご質問がありましたらお願いいたします。

澁谷委員 奨学生の補欠採用者の扱いについては、どのようになっているのですか。

桑山教育総務部参事 補欠は毎回 10 名前後を決めております。奨学生を選考する段階ではすべての入試が終わっておりません。入試の結果によって進学できなかったという資格の喪失ということが生じます。それから奨学生として高校 1 年生を迎えても、諸事情により途中で退学とか家庭の事情で転居して遠くに行ってしまうとか、そういった形で資格を喪失した場合、補欠も順番がついておりますので、その順番で補欠を当てていきます。10 名前後の補欠者も 3 年間のどこかで給付されることが、ここ数年の例となっております。

澁谷委員 資格を失ったときには教育委員会に届け出るということですが、審査は高校進学時のみで、その後、例えば 1 年生から 2 年生になるときに受理の資格を失ったと申し出てもらわないと、こちらからはわからないように思えますが、年度ごとに書類の提出を義務づけているのですか。

桑山教育総務部参事 毎年、該当する高等学校の成績証明書を提出してもらうことになっておりまして、それをもって確認をしております。

澁谷委員 成績証明以外に、所得などの書類の提出を求めることはないのですか。

桑山教育総務部参事 所得については審査も複雑になりますので、最初に奨学生として採用段階の審査のみとしております。それ以降については、高等学校にきちんと通っているということであれば、3 年間あるいは定時制の 4 年間で給付していく形になっております。

澁谷委員 奨学金を申請しながら受けられなかった子どもが多くいることを考えると、年度ごとに審査をし直して、所得が増えたことで、奨学生の資格を失うこともあるということのチェックも必要ではないかと思うが、そういう検討はされないのですか。

桑山教育総務部参事 すべてのお子さんについて、選考時と同じような採択を毎年繰り返すようなことになると、事務量がかなり膨大になります。該当するお子さんは少ないだろうと思われま。そういう中で、すべての子どもたち、例えば 100 名ずつとしても 3 年生までですと 300 名です。それ以外に定時制の何名かを審査するのは、なかなか難しいところがあると思っております。補欠者についても、いつごろから受けられるかと心待ちにしている中で、3 年間受けられなかったというのは避けようということで、余り多くの人数を補欠にすると、そういうお子さんが増えてしまいますので、これまでのデータから 10 名前後で実施しております。

澁谷委員 事務作業が大変なのでできないというところは納得できかねます。奨学金を申請される人は今後益々増えてくると思います。こういう経済状況ですし、受理の資格を年度毎にチェックをしながら、本当に必要な人に奨学金を渡せるような形を検討していくべきではないかと思えます。

落合教育総務部長 事務作業が大変ということではなくて、奨学金を受給される方は3年間奨学金をいただくということで、将来の就学計画を立てていらっしゃるわけです。途中で、特別な収入があつて給与が増えてしまったから資格を失うということはないと思います。一度奨学金を受けたものは、3年間勉強するという趣旨で補助しておりますので、制度をそういうふうに変えるのがいいかどうかという論議はあると思います。それから、対象者が増えてくるのは事実だと思いますので、このことについては人数を拡充するとか、基準をどうするか考えていかなければいけないと思います。基準のことを言うと、成績は優良なものということの範囲も、例えば、ある者はオール5、オール4というのはありますけれども、オール3とかということではなくて、進学意欲の強いものをまず優先しておりますので、その辺の基準を高校進学に設けますと、進学したけれども成績が非常に悪かったとか、急な経済状態の好転によって資格を奪うことは進学の意思を尊重するということから、今後の課題だとは思いますが、要望が多い場合には拡充していく、金額を上げていくといったことで市民の要望にこたえていきたいと思っておりますので、状況を見ながらの検討課題と考えております。

川島委員 今回は、100人から150人になったけれども、社会情勢の悪い中で一回審査されると3年間というのは、奨学生にとってはキーポイントであつて、収入が臨時的に増えたからそこで止まってしまうというのは、奨学生制度としてはどうなのか。人数の拡大の方にエネルギーを向けていただいて、就学希望のある方に手厚い援助に持って行っていただきたいと思っております。

鈴木委員長 ほかにありませんか。
ないようですので、原案どおり決定することにご異議ありませんか。
(「異議なし」の声あり)

鈴木委員長 それでは、議案第43号藤沢市奨学金規則の一部改正については、原案のとおり決定いたします。

XX

鈴木委員長 次に、議案第44号藤沢市学校教育相談センター規則の一部改正について、を上程いたします。事務局の説明を求めます。

桑山教育総務部参事 (議案書参照)

議案第44号藤沢市学校教育相談センター規則の一部改正について、この規則を提出いたしましたのは、学校教育相談センターにおいて、電話及び来所による相談の対応時間拡大により、利用者の利便性向上を図るため、業務時間及び休業日を改正する必要があるものです。具体的には業務時間として、新たに土曜日の午前9時から正午までとするものです。新旧対照表の73ページに記載しております。以上です。

鈴木委員長 事務局の説明が終わりました。議案第 44 号につきまして、ご意見・ご質問がありましたらお願いいたします。

平岡委員 利用する側にとっては拡大されて、いつでも土曜日にも相談に行ける、あるいは電話で相談できるということは大変喜ばしいと思います。去年発足してからいろいろな意味で拡大していただいていることは、利用者にとってうれしいことだろうと評価しますが、一方で、国家公務員も 30 時間の勤務時間から 29 時間になって、藤沢市もそれにならっているようですけども、その点ではどうなのか。非常勤の職員が多い中でやりくりをされるのかなと思います。相談センターには常勤の職員は何人いるのですか。

伊藤学校教育相談センター長 相談センターの人員構成は、常勤はセンター長と事務担当 1 人ですが、来年度は指導主事 1 名が加わりますので、3 名となります。

平岡委員 土曜日にも出勤するとなると、常勤者の週当たりの時間数はどういうことになりますか。

伊藤学校教育相談センター長 現在のところは主任相談員が週 4 日勤務ですので、ここが対応の中心と考えておりますが、常勤職員についても勤務の割り振りをしながら、適宜、土曜日の対応を考えております。

平岡委員 常勤の職員も土曜日に当たることはあるけれども、調整をしながら合わせるということですか。

伊藤学校教育相談センター長 非常勤については、週 29 時間になりますが、29 時間以内で行うことは現行と変わりありません。その時間の中で、土曜日に割り振るものは平日勤務を減らすというような形で、時間数をそろえております。

平岡委員 常勤の方は、これによって時間数が増えるということはないのでしょうか。

伊藤学校教育相談センター長 それはございません。

落合教育総務部長 土曜日午前の 4 時間が増えますが、その 4 時間は勤務の振替日を平日に持っていくことで対応しています。非常勤の方々も土曜日をやらない割り振りのところを勤務時間の割り振りを変更することで対応していく。土曜日 1 日を増やすのは人数的な問題もあって厳しいのですが、午前中のみ、そうした対応ができるということです。もちろん、職員にとっては今まで週末 2 日だったものが平日若しくは休日連続したようなところで半日取るというようなことになりますので、多少勤務が変則になりますけれども、そういう対応をしてまいりたいと思っております。

川島委員 教育相談センターの相談の月平均人数は上昇したのか、下降したのか。

伊藤学校教育相談センター長 月々の相談件数については、年度当初はかなり上昇した部分がありましたが、その後は月 20 件程度で安定してきております。

川島委員 相談時間はどのくらいか。

伊藤学校教育相談センター長 ケースによってさまざま電話での相談では、学校にも相談

員がいると紹介するだけですと5分程度ですが、場合によっては45分を超えるような相談ケースもございます。来所については、もともとじっくりお話を聞きましょうということで始めますので、1コマ60分を使って帰っていただいております。

川島委員 相談センターというのは学校のカリキュラムと違って、時間も合わせられなくて大変でしょうが、時間内に済むよう努力していただきたいと思います。

鈴木委員長 ほかにありませんか。

ないようですので、原案どおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

鈴木委員長 それでは、議案第44号藤沢市学校教育相談センター規則の一部改正については、原案のとおり決定いたします。

XX

鈴木委員長 次に、議案第45号藤沢市教育推進員設置規則の廃止について、を上程いたします。事務局の説明を求めます。

桑山教育総務部参事 (議案書参照)

議案第45号藤沢市教育推進員設置規則の廃止について、この議案を提出いたしましたのは、藤沢市教育推進員の業務実態がなく、業務そのものが現在機能していないため、廃止するものです。以上です。

鈴木委員長 事務局の説明が終わりました。議案第45号につきまして、ご意見・ご質問がありましたらお願いいたします。

どうしてなくなるのか、もう少し詳しく説明をお願いします。

桑山教育総務部参事 昭和59年に制定された規則で、教育推進員というのは学校の教科の指導に当たる専門員のような方ですけれども、最近は全くこの制度を活用しておりませんで、規則だけが残っているということで廃止を考えました。

鈴木委員長 ほかにありませんか。

ないようですので、原案どおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

鈴木委員長 それでは、議案第45号藤沢市教育推進員設置規則の廃止については、原案のとおり決定いたします。

XX

鈴木委員長 次に、議案第46号藤沢市公民館条例施行規則の一部改正について、を上程いたします。事務局の説明を求めます。

川竹生涯学習部参事 (議案書参照)

議案第46号藤沢市公民館条例施行規則の一部改正について、本議案は、組織改正によりまして公民館の執行体制に変更が生じたため、公民館運営審議会に関する要件を改正する必要により、施行規則の一部改正をお願い

ます。

桑山教育総務部参事 (議案書参照)

奨学生の選考結果並びに経緯について報告いたします。開催日時は、2009年2月10日(火)午後1時半から、市役所職員会館で選考をいたしました。平成21年度の奨学生採用人数は、100名から150名に増やしております。また、給付される奨学金の月額につきましては、20年度から公立高校の授業料が9,900円と値上げになったことに伴い、これまでの9,500円から1万円となっております。21年の申請状況は、新1年生の申請者は298名で、採用人数150名に増やしたのですが、申請者がこれまでになく多かったという状況で、採用率50.3%となっております。経年でもおおよそ50%前後という状況でございます。選考につきましては、市民委員2名、中学校校長委員19名、小学校校長代表1名、計22名の選考委員により、選考基準に基づき厳正かつ公正なる審議が行われました。

「選考対象者」とは、申請の目安として募集時に所得、成績要件を示して、所得の多いもの、成績が下回る者を除いた199名を選考対象者として選考を行いました。その結果、298名の申請者に対して150名の採用と10名の補欠採用者を選考いたしました。以上です。

鈴木委員長 事務局の説明が終わりました。ただいまの説明に対してご意見・ご質問がありましたらお願いいたします。

川島委員 今までは、奨学制度はそれほど注目されていなかったと思うが、小・中・高・大学と行くに従って、奨学制度を充実する社会制度が大事であることが叫ばれてきている。応募が多くなっているということは、困窮されている人が多いということからすると、藤沢市が文化、教育を充実するとうたっているわけだから、もっと経済的にバックアップする意見を選考委員会で調整していただきたいと思います。

それから、主だった他市の状況を教えていただきたいと思います。

桑山教育総務部参事 奨学金制度の重要性については、特に今年の経済状況もありましたし、もう1つ大きな点として藤沢市の奨学金制度が給付制度になっている。つまり、返却の必要がないということで大変重宝がられています。さらに、ほとんどの奨学金は禁じられているのですが、藤沢市の奨学金は他のものと兼ねてもかまわないことになっています。これらが多くの申請者を集めた原因だと思っています。特に今年は、採用人数を1.5倍にしたわけですが、申請者もいつになく多くなったということもあります。もう1つは、それほど極端な経済状況でない方も応募されてきている、というのも一部見られます。そういった中で人数が膨れ上がったということです。

他市町の状況ですが、茅ヶ崎市は1学年45名で計135名、1万円の給付。

大和市は月額9,000円の給付。鎌倉市は3学年で150名程度、月額9,600円。平塚市が1学年41名で月額1万500円です。人数等を考えますと、藤沢市の奨学金はかなり充実しているのではないかと考えております。

川島委員 なお篤い奨学金制度をつくっていただくよう、選考委員会で検討していただきたいと思っております。

鈴木委員長 この150名というのは、前もって決めているのか、それとも応募が多かったからですか。

桑山教育総務部参事 前もって人数を定めておいて、そこまでは給付するという形を取っております。

鈴木委員長 他の都市に比べて多いといったけれども、人口比で言ったらまだまだではないかと思うので、よろしく願います。

ほかにありませんか。

ないようですので、了承することといたします。

÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷

鈴木委員長 以上で、本日、予定いたしました公開で審議する案件は、すべて終了いたしました。

次回の定例会の期日を決めたいと思っております。4月10日（金）午後3時から、場所は東館2階教育委員会会議室において開催ということはいかがでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

鈴木委員長 それでは、次回の定例会は4月10日（金）午後3時から、場所は東館2階教育委員会会議室において開催いたします。

以上で、本日の公開による審議の日程はすべて終了いたしました。

午後4時50分 休憩

この会議の経過を記載し、相違ないことを確認する。

藤沢市教育委員会委員長

藤沢市教育委員会委員

藤沢市教育委員会委員